

由布市第三次総合計画及び第3期総合戦略策定等支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

由布市第三次総合計画及び第3期総合戦略策定等支援業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

この実施要領は、由布市第三次総合計画及び第3期総合戦略策定等支援業務委託（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

(1) 委託件名

由布市第三次総合計画及び第3期総合戦略策定等支援業務委託

(2) 業務仕様

「由布市第三次総合計画及び第3期総合戦略策定等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 契約上限額

12,461,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

(1) 仕様書第5条に規定する受注者資格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 当該プロポーザル公示日現在、由布市において、当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつ本プロポーザル実施の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申し立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた

者は、この限りではない。

- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 参加企業又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 次に掲げる団体でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - ② 代表者又は役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である団体
 - ③ 団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体
- (8) 平成31年4月1日以降において、本業務と同種又は類似の委託業務について、他の地方公共団体から直接受託した実績を有していること。
- (9) 由布市内で業務進捗や業務内容等に関する打ち合わせが迅速かつ円滑に対応でき、緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

5 質問書及び質問に対する回答

企画提案書等の作成について質問がある場合は、質問書（様式第1号）の内容欄に簡潔に記載し、提出すること。

(1) 提出期限及び提出先

令和6年6月25日（火）17時までに、次の電子メール・形式にて提出すること。

- ① seisaku@city.yufu.lg.jp
- ② メールのはじめの件名は、必ず

「由布市総合計画及び総合戦略策定等支援業務委託プロポーザル質問」とすること。

- ③ 質問書送信後は、事項6(3)に記載の総合政策課の電話番号まで連絡すること。
なお、市役所開庁日・時間以外に送信した場合は、直近の開庁日・開庁時間に連絡すること。

(2) 回答方法

上記期限までに提出のあったもののみ回答することとし、質問者の会社名等を伏せ、令和6年6月27日（木）に由布市公式ホームページ（当該プロポーザル公告専用「ページ」）に掲載する。

(3) 留意事項

- ① 窓口や電話など口頭での質問は受け付けない。
- ② 本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。
- ③ 同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

6 参加申込等

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者は、次の期日までに下記書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和6年7月2日(火) 17時まで

(2) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とし、上記提出期限までに到着したものに限り。

(3) 提出場所 由布市総合政策課 企画調整係 (由布市役所 本庁舎本館2階)

〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 総合政策課 企画調整係

TEL 097-582-1158 (直通)

(4) 提出書類 ①参加申込書(様式第2号) 1部

②会社概要書(様式第3号) 1部

併せて既存パンフレットの添付も可。

③業務実績書(様式第4-1号、第4-2号) 各1部

事業者の業務実績を具体的に記載すること。

様式第4-1号は、仕様書第5条(1)の資格を確認し、様式第4-2号は、仕様書第5条(2)の資格を確認するものである。

各様式において、同種又は類似業務の実績を最大5件まで記載すること。また、業務実績の内容が確認できる書類として、契約を証する書類の写し等を添付すること。

④業務実施体制調書(様式第5-1号、第5-2号) 各1部

業務全体を統括する統括責任者及び仕様書の各業務の管理責任者名(兼務可)を記入するとともに、当該責任者の資格(業務に係るものに限る。写し等を別に添付すること)、また、各責任者の業務受託実績を最大5件まで具体的に記載すること。

外部の協力を受ける場合は、協力企業名等を記載すること。

ただし、統括責任者については当該企業の社員とする。また、統括責任者及び管理責任者は、本市の要求に応じて市内での打ち合わせ等に参加できる者とする。

⑤会社・法人の登記事項証明書 1部

※発行後3か月を経過していない原本

(5) 資格確認 参加申込書を提出した者について、提案資格を満たすものか確認をし、参加資格審査結果通知書(兼企画提案書等提出依頼書)を令和6年7月5日(金)までに電子メールにて通知する。

※企画提案書等提出依頼書は、提案資格を満たすもののみへ送付する。

送付を受けた者は必ず依頼書を受信した旨を返信すること。

※期日までに資格の有無の通知が届かなかった場合は、(3)に記載

の電話番号に連絡すること。

- (6) 参加辞退 参加表明書提出後に参加辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を、令和6年7月16日（火）17時までに提出すること。

7 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出依頼を受けた者は、次により必要書類等を提出すること。なお、下記提出書類以外に独自提案等の書類を提出することを妨げるものではない。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式第7号）

- ② 企画提案書（任意様式）

仕様書の各業務を遂行するための具体的な手法を項目ごとに項目順に記載し、作成される各計画書等の構成イメージを視覚的にわかりやすく提案すること。また、計画策定によって可能となる分析や評価について、事例を交えてわかりやすく提案すること。また、資格審査時に提出した内容を含めた事業実績等も適宜記載し、併せて各業務の実施時期（スケジュール）も作成すること。

- ③ その他独自提案等書類（任意様式）

- ④ 業務の見積書（任意様式）

本業務に係る見積書（内訳書とも）を作成すること（消費税及び地方消費税含む）。本業務の全体の見積金額とその詳細な内訳及び単価・数量を示し、積算根拠が分かるように記載すること。契約上限額を超える見積書を提出した場合は失格とする。

- (2) 提出部数 紙媒体 12部（審査用 正本1部、副本11部）
電子媒体（CD-R等） 1枚（※庁内内部報告等のため）
※ファイル形式は、PDFとPPT等のオリジナルデータ

※提出様式はA4版で、文字は11ポイント以上とする。

※仕様書の各業務を遂行するための具体的な手法を項目ごとに項目順に記載すること。その際、以下①～⑤の事項を含め簡潔にまとめること。

※適宜ページ番号などを振り、分かりやすくすること。

※イメージ図などを利用する場合でA3を利用する場合は、A4の大きさに三つ折りすること。

- ① 実施方針・策定される計画等の内容やイメージ
② 実施体制（他の自治体での業務受託実績を含む）
③ 業務スケジュール（工程表）
④ 実施方法
⑤ その他独自提案等

- (3) 提出期限 令和6年7月16日（火）17時まで

※提出場所・提出方法は、6. 参加申込等の項に同じ。

※持参の場合の提出可能時間は、由布市役所の開庁日・時間内とする。

※なお期限日までに企画提案書等の提出が無かった場合、辞退したものと見做す。

8 審査体制

- ①審査員は、由布市政策会議構成員等の中から市長が数名を指名し、審査基準を基にした総合的な審査のもと、最も優秀な事業者を委託業者に選定する。
- ②一次審査においては、総合政策課にて審査を行った上、その結果を上記の審査員の承認を得て決定するものとする。
- ③参加事業者が1者であった場合は、一次審査を行わず、二次審査を行い、審査基準の最高評点の6割以上の評点を得れば、当該事業者を選定する。
- ④なお、必要に応じて上記の審査員に加え、外部識者を審査委員として指名することを妨げない。
- ⑤一次審査及び二次審査は非公開とする。

9 一次審査（書面審査）

一次審査は、前項8の記載により、書面にて行う。

10 一次審査結果通知

一次審査の結果は、令和6年7月22日（月）までに、電子メールにて通知する予定。

※一次審査通過の通知を受けた者は、通知メールに必ず受信した旨を返信すること。

※一次審査結果の通知が届かなかった場合は、6項（3）に記載の電話番号に連絡すること。

11 二次審査プレゼンテーション

提案プレゼンテーションは、事業者ごとに、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案の資料や追加資料の配付を認めない。ただし、これらを踏まえて、パソコン及びプロジェクターによるPPT等でのプレゼンテーションは許可する。

- (1) 日 時 別途通知 ※令和6年7月29日（月）を予定
- (2) 場 所 別途通知 ※由布市役所内で実施予定
- (3) 説 明 者 4名以内
- (4) 説明時間 提案プレゼンテーション30分以内（プレゼン設営を含む）
質疑応答15分程度

12 二次審査結果

二次審査の結果については、令和6年8月2日（金）に、選定者を市ホームページ（当該プロポーザル公告専用ページ）に掲載し、当該日に全ての提案者に書面を発送し通知する予定。

なお、審査の経緯及びその内容に関しては電話、文書での問い合わせには応じない。
また、審査の過程や結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1.3 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) プレゼンテーション時において、プロジェクター及びスクリーンは由布市にて準備を行う。それ以外の機材を使用する場合は事前に連絡すること。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する審査、説明、報告等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用や複製できるものとする。
- (7) 提出された書類は、提出者の正当な利益が害されるおそれがあることから、提出者の許諾無しに情報公開等の開示をしない。
- (8) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合、速やかに担当課へ連絡すること。
- (9) 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出したものは失格とする。
- (10) なお、一次審査及び二次審査は非公開とし、審査の過程や結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

1.4 本件に関する照会・書類の提出先（事務担当課）

担当課：由布市役所 総合政策課（担当：佐藤）

住所：〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市役所 総合政策課 企画調整係

電話：097-582-1158（直通）

※本市の電子メールアドレスへのメール送信は、質問書等本実施要領にメール送信を要する旨の記載のある事項以外には行わないこと。

15 実施スケジュール

No.	項目	期間等	備考
1	参加募集開始	令和6年6月18日(火)から	ホームページ
2	質問書受付期限	令和6年6月25日(火)17時まで	電子メール
3	質問書に対する回答	令和6年6月27日(木)	ホームページ
4	参加申込書提出期限	令和6年7月2日(火)17時まで	持参又は郵送
5	参加資格審査結果通知書兼 企画提案書等提出依頼書送付	令和6年7月5日(金)	電子メール
6	企画提案書等提出期限	令和6年7月16日(火)17時まで	持参又は郵送
7	一次審査結果通知	令和6年7月22日(月)予定	電子メール
8	二次審査プレゼンテーション	令和6年7月29日(月)予定	市役所本庁舎
9	二次審査結果通知	令和6年8月2日(金)予定	選定者を HPにて掲載 及び 各提案者へ 書面発送

16 審査基準

審査項目	評価項目	審査内容	配点	合計点
実施体制	会社概要及び業務実績	総合計画等策定をはじめ、財務書類作成、市有財産管理台帳、施設マネジメント業務等に関し、同種・類似業務の受託実績が十分なものか。 特に、行政経営システムや行政計画管理システムの導入等と併せた受託実績が十分なものか。	20	100
	業務実施体制	業務量に見合った人員を配置しているか、配置した人員の経験は十分なものであるか。 また県内に事業所があり、臨機応変、迅速な対応が可能であるか。 加えて業務遂行上の情報セキュリティ体制が十分なものであるか。	5	
企画提案	現状分析・課題把握	由布市総合計画、総合戦略及び各種計画を理解し、地域の現況・課題を捉えているか。 また、由布市の各地域の実情に精通しているか。	20	
	業務支援	住民意識調査、各種会議等の運営支援について、十分な内容の支援が提案されているか。	5	
	総合計画、総合戦略、人口ビジョンに関する提案	現行計画との整合性が図られ、国や県の総合戦略を加味したものでデジタル化を絡めた由布市の将来性に期待が持てる、独自性のある提案となっているか。	10	
	システム登録データ整備に関する提案	地域課題の整理や事業に係る成果指標の設定、客観的な証拠に基づく事業の立案、評価等を実施するにあたり、登録するデータの正確性を担保しているとともに、発注者の事務負担や費用負担ができるだけ生じない提案となっているか。	10	

	独自提案等	仕様書に記載している提案に加え、独自性のある提案や発注者としての由布市の施策や行財政に資する提案をしているか。	20
工程	業務工程	スムーズな業務工程を組んでいるか。効率的な業務スケジュールとなっているか。	5
見積書	見積額	見積額の低い順から、5点、4点、3点、2点、1点とし、それ以降については0点とする。	5